

## クリーンウッド法の木材関連事業者登録が始まります！

昨年5月「クリーンウッド法」が施行されましたが「木材関連事業者」の登録機関が決まっていまませんでした。2月中旬、「クリーンウッド法の手引とQ&A」と登録案内のパンフレットが送られてきたと思います。平成18年4月から施行された「グリーン購入法」に基づき政府調達に於いて、対象となる木材・木製品は合法性が証明された木材となっていました。この仕組みを民間の調達まで拡大しようというのが「クリーンウッド法」です。積極的に合法木材の利用に取り組む木材関連事業者を認定・登録することで、登録事業者が市場で高い評価を受けることを期待した取組で、従来の「合法木材供給事業者」より高い評価を広報しようというものです。5登録実施機関が発表されましたが、一種と二種があり、生産(輸入)から加工(製材・建築・チップ生産・バイオマス発電、etc)まで多岐にわたっています。登録費用は登録実施機関によって違うようですので、お問い合わせ下さい。

なお、登録しなくても「合法木材供給事業者」として合法証明は可能です。

## インスペクションとは？

4月からの宅建業法改正で、既存住宅売買時にインスペクションの有無の説明が求められるようになり、これで中古住宅市場の活性化が期待されています。インスペクションとは住宅診断の事で、住宅に精通したインスペクター(住宅診断士)が、第三者的立場から、専門家として、住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所やその時期、おおよその費用等を見極め、アドバイスを行う専門業務の事です。これを行うことで、比較的安心して売買する事ができるようになります。インスペクションは目視で行う程度で短時間に行う一次診断です。一般的な健康診断のレベルで、診断結果について説明を受け、必要であれば、二次診断として精密検査を実施する事が必要です。県内にもインスペクターの有資格者がいるハウスメーカーや設計事務所が有ります。

### 【情報】

「ハウスガードシステム設計施工セミナー」のご案内

日時 3月5日(月) 13:30~17:00

場所 福岡パーキングビル

講師 \* アトリエール1級建築士事務所

\* カスタムハウジング(株)構造事務所

\* ドクター住まい

申込 大和木材(株) Tel.099-245-7048 まで連絡下さい

「住宅展示場では教えてくれない本当のこと」

著者 澤田升男(住医学研究会名誉顧問)

最近読んだ、健康住宅に関する面白い本です。

「0宣言の家」「住医学研究会」、インターネットで確認できます

### 【定休日】

3月は3,4,11,17,18,24,25日となります

4月は1,7,8,14,15,21,22,29日となります

宜しくお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)



2017年5月  
「クリーンウッド法」がスタートしました。